平成２４年（フ）第３０５５号
大阪市住吉区遠里小野３丁目11番５―401号
破産者　多田　佳正
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２３４号
大阪府守口市橋波西之町３丁目６番６号
破産者　竹中ヒサエ
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５２４号
大阪市東淀川区下新庄６丁目18番26号　藤マンション202号、開始決定時の住所大阪市東淀川区小松２丁目１番13号　ボネール滝川502号
破産者　ボネール滝川こと　滝川　数広
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３１３号
大阪府寝屋川市明徳１丁目５番45―302号
破産者　末広　妙子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９４３号
大阪市浪速区元町３丁目８番11号
破産者　ヤマ新こと　木村　太郎
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０３０号
京都府木津川市木津池田19番地２、店舗の所在地大阪市浪速区日本橋５－５－２　森本ビルⅡ３階305号
破産者　藤岡繊維こと　藤岡　俊一
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２５８号
大阪市天王寺区筆ケ崎町５番38号　ロイヤルパークス桃坂1311号
破産者　増田　浩之
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７７３号
大阪市淀川区西三国１丁目10番23―208号
破産者　有馬　健治
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１４５号
大阪市西淀川区佃１丁目14番３号　赤松ハイツ201号室
破産者　森川　佑紀
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１４７号
大阪市東住吉区東田辺３丁目26番33号　岡田マンション301号
破産者　松浦　洋子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２０６号
大阪府吹田市佐井寺４丁目14番７―202号
破産者　内山　重広
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４号
大阪府柏原市大正１丁目８番12号
破産者　松川　早苗
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０５号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目21番25―103号
破産者　中村　千里
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７７８号
堺市南区若松台１丁４番17―103号
破産者　坂口　哲男
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目474番地
破産者　森崎　玲子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５０号
神戸市長田区六番町３丁目３番地の30　南側、従前の住所神戸市長田区五位ノ池町４丁目10番２号
破産者　武本　好二
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７９号
兵庫県伊丹市森本５丁目88番地２リラフォート106号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市森本１丁目８番地の20リッツ伊丹801号
破産者　下坊　秀夫
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部